

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	子ども・子育て支援事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高梁市は、子ども・子育て支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密の保持に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

岡山県高梁市長

## 公表日

令和8年2月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援業務
②事務の概要	<p>・子ども・子育て支援法及び市条例等の規定により、保育所(園)や子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園に入所・入園する支給認定者の管理、利用者負担の徴収、給付費の支給情報管理等を行う。</p> <p>・特定個人情報は、次の事務に使用する。</p> <p>①認定申請・審査・支給認定・契約情報の確認・管理</p> <p>②利用調整</p> <p>③利用者負担区分、負担額の算定に必要な情報の照会</p> <p>④保育料収納情報の管理</p> <p>⑤地域子ども・子育て支援事業に関する事務</p> <p>・窓口や郵送での書類の受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。</p> <p>・窓口や郵送での書類の通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。</p>
③システムの名称	・子育て支援システム・収納消込／滞納管理システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー ・申請管理システム・サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
・子育て支援ファイル、・子育て支援収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表127の項</p> <p>2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ]
②法令上の根拠	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>【情報提供の根拠】</p> <p>: 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表中155の項</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>: 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表中155の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会事務局こども教育課
②所属長の役職名	こども教育課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高梁市松原通2043番地 総務部総務課行政情報係(TEL0866-21-0209)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高梁市松原通2043番地 教育委員会事務局こども教育課就学前係(TEL0866-21-0264)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人未満 (任意実施) <input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人以上 <input type="checkbox"/> 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生あり <input type="checkbox"/> 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<p><b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b></p>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </p>
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </p>
判断の根拠	<p>申請者からのマイナンバーの提供をうけた上でマイナンバーを確認し、活用している。住基ネットによる照会も4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。簿冊の文書も保存期間満了年月について管理しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p>
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 〇 自己点検 <input type="checkbox"/> ] 内部監査 <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れて行っている            2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない         </p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策            2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策            3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策            4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策            5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)            6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策            7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策            8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策            9) 従業者に対する教育・啓発         </p>
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> ] <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 特に力を入れている            2) 十分である            3) 課題が残されている         </p>
判断の根拠	<p>当市における情報セキュリティポリシーに基づき、情報の漏洩・滅失・毀損リスクへの対策を講じている。            ・書類やUSBメモリは施錠できる場所に保管            ・複数人で確認し、記録を保存            これらにより、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」考えられる。</p>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②部署	健康福祉部子ども課	健康福祉部 こども未来課	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
平成27年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども課長 丹正 さとみ	こども未来課長 渡辺 丈夫	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長)
平成27年4月1日	I 関連情報 8. 連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部子ども課子ども支援係 (TEL0866-21-0288)	高梁市松原通2043番地 健康福祉部こども未来課支援係 (TEL0866-21-0288)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②部署	こども未来課長 渡辺 丈夫	こども未来課長 赤木 憲章	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長)
令和3年7月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども未来課長 赤木 憲章	こども未来課長	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名から役職名への変更)
令和3年7月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和5年5月23日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		『窓口や郵送での書類受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む』旨、『窓口や郵送での書類の通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能での通知を行う』旨を追加	事前	申請管理システムの導入に伴うもの
令和5年5月23日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		「申請管理システム」を追加	事前	申請管理システムの導入に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の8、94の項(略)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表127の項	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(116の項)	【情報提供の根拠】 :なし 【情報照会の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(155の項)	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 8. 連絡先	教育委員会事務局こども教育課保育係	教育委員会事務局こども教育課就学前係	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
令和7年4月1日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用		(適用なし)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和8年2月27日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(略) ・特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①認定申請・審査・支給認定・契約情報の確認・管理 ②利用調整 ③利用者負担区分、負担額の算定に必要な情報の照会 ④保育料収納情報の管理 (略)	(略) ・特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①認定申請・審査・支給認定・契約情報の確認・管理 ②利用調整 ③利用者負担区分、負担額の算定に必要な情報の照会 ④保育料収納情報の管理 ⑤地域子ども・子育て支援事業に関する事務 (略)	事後	
令和8年2月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 :なし 【情報照会の根拠】 :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務」が含まれる項(155の項)	【情報提供の根拠】 :番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表中155の項 【情報照会の根拠】 :番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表中155の項	事後	
令和8年2月27日	II しきい値判断項目 1.対象人数	令和7年3月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年2月27日	II しきい値判断項目 1.取扱者数	令和7年3月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	